

電子指示書システムに関する Q&A(生産者)

利用申請編

1. 全般	3
問 1-1. 電子指示書システムとは何ですか.....	3
問 1-2. スマートフォン、パソコンから利用できますか.....	3
問 1-3. システムに対応している端末の動作環境を教えてください.....	3
問 1-4. アプリストアからダウンロードする必要はありますか.....	3
問 1-5. システムの利用料金はかかりますか.....	4
問 1-6. ○○(牛、豚、鶏以外の産業動物)を飼育していますが、システムを利用することができますか。	4
問 1-7. システムでどのようなことができますか.....	4
2. 初回利用申請	4
問 2-1. G ビズ ID とは何ですか.....	4
問 2-2. G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか.....	4
問 2-3. G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどうすればよいですか.....	4
問 2-4. eMAFF ID とは何ですか.....	5
問 2-5. eMAFF プライムの取得方法を教えてください.....	5
問 2-6. 農場台帳に情報が登録されているかわかりません。どのように確認すればよいですか..	5
問 2-7. eMAFF の経営体情報が都道府県(管轄の家畜保健衛生所)の情報でした。どうすればよいですか.....	5
問 2-8. メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか.....	6
問 2-9. 利用規約の同意書に記載する氏名は直筆ですか。また、押印は必要ですか.....	6
問 2-10. 提出書類を持参してもよいですか.....	6
3. アカウントの追加、廃止.....	6
問 3-1. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか.....	6
問 3-2. 代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか.....	6

操作編

問 1. ログインができません.....	7
問 2. ログインすると「Sign in」と画面に表示されました.....	7
問 3. 診療所 ID や販売店 ID はどのようにして知ればよいですか.....	7
問 4. 診療所の送付元依頼/販売店への送付先依頼したいのですが、獣医師/販売店が出てきません.....	7

- 問 5. 取引先から農場 ID を教えて欲しいと言われました。どこで知ることができますか。..... 7
- 問 6. 送付元(診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。..... 7
- 問 7. 送付先(販売店)依頼を行おうとするとエラーになります..... 8
- 問 8. ログインすると「同期失敗」と表示されます。..... 9
- 問 9. どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。..... 9
- 問 10. ファイルのダウンロードができません。..... 9
- 問 11. 診療所から指示書が送られてきましたが、指示書内に表示されている農場情報に誤りがあります。..... 10
- 問 12. 電子指示書が届き、内容を確認して承諾しました。その後販売店も承諾し、指示書のステータスが完了になっていることを確認しました。この後はどうすればいいのでしょうか。.. 10
- 問 13. 「使用記録登録」は投薬後に必ず登録してなければならないのでしょうか。..... 10
- 問 14. メールアドレスを変更しました。登録しているメールアドレスを変更したいのですが、どこから変更出来ますか。..... 10
- 問 15. アカウント情報画面(生産者情報画面)で表示されている生産者の「区分」を変更したいです。..... 11
- 問 16. 出荷制限期間(出荷禁止)の記載がある場合は出荷制限期間指示書(出荷禁止指示書)として扱われますか。..... 11
- 問 17. 指示書ステータスが「生産者・販売店確認待ち」/「販売店確認待ち」となっていた指示書が、画面から表示されなくなりました。..... 11

利用申請編

1. 全般

問1-1. 電子指示書システムとは何ですか。

安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜・家きんの疾病を予防し、我が国の「飼養衛生管理」の向上を図っていく必要があります。令和6年度より飼養衛生管理等支援システムの運用が開始されました。

この飼養衛生管理等支援システムの機能の一つとして、電子指示書システムが開発されました。現在、獣医師が要指示医薬品を処方する際に紙の「指示書」を作成して生産者や販売店とやりとりをしており、手続きが煩雑となっています。電子指示書システムは、この指示書に基づく動物用医薬品の投薬業務をデジタル化し、システム内で業務を行うことが可能となります。これにより、業務の効率化が期待されます。詳しくは農水省WEBページ(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>)をご覧ください。

問1-2. スマートフォン、パソコンから利用できますか。

スマートフォン、タブレット、パソコンからご利用可能です。

問1-3. システムに対応している端末の動作環境を教えてください。

対応端末は以下のとおりです。OS、ブラウザは最新バージョンにアップデートされていることが前提ですのでご注意ください。また、サポート終了端末は対象外となります。

スマートフォン(iPhone)

- ・ OS:iOS、ブラウザ:Apple Safari

スマートフォン(Android)

- ・ OS:Android、ブラウザ:Google Chrome

タブレット(iPad)

- ・ OS:iPadOS、ブラウザ:Apple Safari

タブレット(Android)

- ・ OS:Android、ブラウザ:Google Chrome

PC(Windows 11)

- ・ OS:Windows 11、ブラウザ:Google Chrome または Microsoft Edge

問1-4. アプリストアからダウンロードする必要はありますか。

アプリストアには掲載されておりませんのでダウンロードする必要はありません。システムのWEBサイトからご利用いただけます。

なお、スマートフォンでオフライン操作を行う場合、事前にシステムのWEBサイトからアプリをイ

インストールする必要があります。また、パソコンの場合は、アプリのインストールの有無に関わらずオンライン操作が可能です。詳しくは農水省のWEBページ(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>)に掲載の操作マニュアルをご確認ください。

問1-5. システムの利用料金はかかりますか。

無料でご利用いただけます(システムの利用にかかる通信料はご自身の負担となります)。

問1-6. ○○(牛、豚、鶏以外の産業動物)を飼育していますが、システムを利用することができますか。

本システムの対象動物は牛、豚、鶏のみであり、獣医師は牛、豚、鶏以外の指示書を作成・発行することができません。したがって、牛、豚、鶏を飼養していない場合はシステムを利用することはできません。

問1-7. システムでどのようなことができますか。

主に以下の点が生産者における本システムのメリットとなります。

- ・スマホで指示書の受領ができる
- ・過去に受領した指示書の閲覧が容易になる
- ・指示書内容を引用して使用記録がつけやすくなる。過去の使用記録の閲覧が容易になる。
- ・指示書を希望する販売店に送付できる。
- ・記録内容から、自分の農場での医薬品使用量などが全国平均等と比較できる。

2. 初回利用申請

問2-1. G ビズ ID とは何ですか。

G ビズ ID は、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用にはG ビズ ID のアカウント取得が必要です。詳しくはG ビズ ID のWEB サイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご確認ください。

問2-2. G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか。

G ビズ ID のWEB サイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご確認ください。

問2-3. G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどう

うすればよいですか。

G ビズ ID エントリーにログインした後に表示されるマイページより、G ビズ ID プライムに変更する申請を行うことができます。

ログイン画面(<https://gbiz-id.go.jp/oauth/login>)よりログインして申請を行ってください。

問2-4. eMAFF ID とは何ですか。

農林水産省共通申請サービス(通称 eMAFF)のアカウントを取得する際に発行される ID です。G ビズ ID を取得した際の ID(メールアドレス)と同一のものが eMAFF ID として登録されます。詳しくは eMAFF の WEB サイト(<https://e.maff.go.jp/GuestPortal>)をご確認ください。

問2-5. eMAFF プライムの取得方法を教えてください。

取得している G ビズ ID の種別により、取得方法が異なります。

a. G ビズ ID エントリーを取得した方:2つの取得方法があります。

1. G ビズ ID プライムに切り替え後、eMAFF の利用規約に同意してログイン。

2. eMAFF の利用規約に同意してログイン後、オンライン確認ないし対面確認。

b. G ビズ ID メンバーまたはプライムを取得した方:eMAFF の利用規約に同意してログイン。

詳しくは農林水産省共通申請サービスの WEB サイト(<https://e.maff.go.jp/Wiki?c=1HonninKakunin>)をご確認ください。

問2-6. 農場台帳に情報が登録されているかわかりません。どのように確認すればよいですか。

a. 飼養衛生ポータル(<https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login>)、

b. eMAFF の農場台帳の登録ページ

(https://e.maff.go.jp/ShinseiDetail?stId=a0KGC000010wiBT2AY&sourcePage=SearchFromAllTetsuzuki&ssSP=searchFromAllTetsuduki_searchParam)、

c. eMAFF のマイページに記載の経営体プロフィール

のいずれからもご確認いただけます。なお、eMAFF で農場台帳の情報を確認するには eMAFF のアカウントを取得していることが必要ですのでご注意ください。eMAFF での操作が難しい場合は、農場台帳の提出先の都道府県に直接お問い合わせください。

問2-7. eMAFF の経営体情報が都道府県(管轄の家畜保健衛生所)の情報でした。どうすればよいですか。

恐れ入りますが管轄の家畜保健衛生所にお問合せいただき、経営体情報を自農場に変更するよ

うお伝えください。

問2-8. メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか。

共用使用しているメールアドレスは登録に使わないでください。所属組織で使用している個人メールアドレスを登録してください。

問2-9. 利用規約の同意書に記載する氏名は直筆ですか。また、押印は必要ですか。

文字入力、電子署名、直筆署名のいずれも可能です。押印は不要です。

問2-10. 提出書類を持参してもよいですか。

持参は受け付けておりませんので、メールか郵送でご提出ください。

3. アカウントの追加、廃止

問3-1. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか。

追加する場合:アカウントを追加する方に eMAFF プライムを取得してもらってください。その後、eMAFF の経営体の構成員に招待してください。

廃止する場合:eMAFF の経営体の構成員から配布するアカウントの利用者を外してください。

詳しい操作方法は、「経営体の構成員についての操作する」

(<https://e.maff.go.jp/Wiki?c=1KeieitaiNoKouseiin>)をご確認ください。

問3-2. 代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。

a. 【法人代表者の場合】

G ビズ ID プライムを保有している法人の代表者が交代する場合は、新しい代表者が G ビズ ID プライムアカウントを取得し、マイページから同一法人番号のアカウント情報を承継していただく必要がございます。農水省共通申請サービス(eMAFF)上で、前の代表者名義で申請していた申請情報を新しい代表者のアカウントに紐付けを行いますので、詳しい操作方法は eMAFF 窓口(<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)へお問合せください。

また、新しい代表者がシステムのアカウントは所有している場合は、システムの利用申請は不要です。システムのアカウントを所有していない場合は、利用申請をする必要があります。

b. 【個人事業主の場合】

G ビズ ID や eMAFF で何らかの申請中の場合、申請処理に影響がでる可能性があります。恐れ入りますが、eMAFF 窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

操作編

問1. ログインができません。

ログインができない場合、以下の2点の両方をご確認ください。

- ① 本システムをご利用の際は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用規約に同意していただく必要があります。操作マニュアルの「1-1. 利用規約同意」を参照し、必要な操作を行ってください。
- ② 本システムをご利用の際は、共通申請サービス上の所属する経営体に「農場台帳」が登録されている必要があります。農場台帳がない場合、以下の URL から飼養衛生ポータルにアクセスし農場台帳を登録してください。

URL: <https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login>

問2. ログインすると「Sign in」と画面に表示されました。

ログイン完了までに時間がかかった場合に表示される画面です。

「Continue with emaff-idp」ボタンを押下して頂いたのち、再度「ログイン」ボタンを押下することで通常通りログインを行えます。

問3. 診療所 ID や販売店 ID はどのようにして知ればよいですか。

診療所 ID や販売店 ID は、取引先の各診療所・販売店にお問合せください。

問4. 診療所の送付元依頼／販売店への送付先依頼したいのですが、獣医師／販売店が出てきません。

送付元(診療所)依頼／送付先(販売店)依頼に関しては、診療所 ID／販売店 ID の入力が必要となり、診療所名／販売店名は表示されません。

診療所 ID／販売店 ID は診療所／販売店のみが把握している ID でございます。診療所／販売店へ直接ご確認いただくようお願いいたします。

問5. 取引先から農場 ID を教えて欲しいと言われました。どこで知ることができますか。

農場 ID は「生産者情報」画面の「農場情報」タブに表示されています。「生産者情報」画面はメニューのユーザ名が表示されている部分を押下して、「生産者情報」を押下することで遷移できます。

問6. 送付元(診療所)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に送付元設定済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「入力された診療所から既に依頼されており、あなたの農場の承諾待ちです。」が表示される場合】
本マニュアルの「3-1. 送付先(農場)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。
- b. 【エラーメッセージ:「入力された診療所へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】
既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。
- c. 【エラーメッセージ:【販売店名】から診療所とあなたの農場へ既に依頼しており、あなたの農場の承諾待ちです。」が表示される場合】
操作マニュアルの「3-4. 紐づけ(農場・診療所)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。
- d. 【エラーメッセージ:「【販売店名】から診療所とあなたの農場へ既に依頼しており、診療所の承諾待ちです。」が表示される場合】
既に依頼に承諾済みです。診療所の承諾をお待ちください。
- e. 【エラーメッセージ:「入力された診療所は既に設定済みです。」が表示される場合】
既に送付元設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問7. 送付先(販売店)依頼を行おうとするとエラーになります

既に依頼が存在する場合、または既に送付先設定済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「入力された販売店から既に依頼されており、あなたの農場の承諾待ちです。」が表示される場合】
操作マニュアルの「3-3. 紐づけ(農場)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。
- b. 【エラーメッセージ:「入力された販売店へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】
既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。
- c. 【エラーメッセージ:「診療所名から販売店とあなたの農場へ既に依頼しており、あなたの農場の承諾待ちです。」が表示される場合】
操作マニュアルの「3-2. 紐づけ(農場・診療所)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。
- d. 【エラーメッセージ:「【診療所名】から販売店とあなたの農場へ既に依頼しており、販売店の承諾待ちです。」が表示される場合】
既に依頼に承諾済みです。販売店の承諾をお待ちください。
- e. 【エラーメッセージ:「入力された販売店は既に設定済みです。」が表示される場合】
既に送付先設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問8. ログインすると「同期失敗」と表示されます。

ダイアログの本文をご確認の上、以下の対応をお願いいたします。

- a. 【「オフライン時に入力した使用記録は既に他の生産者によって更新されています。」と表示されている場合】
あなたがオフラインで修正・削除した使用記録は、同じ経営体に所属する他の生産者によって修正・削除された可能性があります。最新のデータをご確認の上、お手数ですが必要に応じて再度修正・削除してください。
- b. 【「サーバとの通信でエラーが発生しました。」と表示されている場合】
通信状況が不安定なようです。一度ログアウトして、通信状況の良い場所に移動して時間をおいてから再度ログインしてください。

問9. どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。

以下の通知を受信する可能性があります。

- a. 【〇〇承諾依頼】
→対応が必要な依頼を受けた際に通知が届きます。
- b. 【使用記録閲覧の許可依頼】
→獣医師があなたの農場に対して使用記録閲覧許可依頼を出した際に通知が届きます。
- c. 【指示書送付通知】
→獣医師から指示書が送付された際に通知が届きます。
- d. 【指示書修正通知】
→差戻した指示書、または獣医師が取下げた指示書が再度送付された際に通知が届きません。
- e. 【指示書受領通知】
→販売店への送付方式が「紙など」の指示書をあなたが承諾した際、もしくは販売店への送付方式が「電子」の指示書を販売店が承諾した際に通知が届きます。
- f. 【指示書差戻通知】
→販売店への送付方式を「電子」にして承諾した指示書を、販売店が差戻した際に通知が届きます。
- g. 【〇〇承諾依頼結果】
→依頼が承諾または却下された際に通知が届きます。

問10. ファイルのダウンロードができません。

利用者の環境によっては、セキュリティ設定やポリシーによりファイルのダウンロードが制限されている場合があります。この場合、以下の手順をお試しください。

- ① ブラウザの設定を確認
ブラウザのポップアップブロック機能により、ファイルのダウンロードがブロックされる場合があります。ブラウザの設定をご確認の上、ポップアップブロックを解除してください。

- ② セキュリティソフトの設定を確認
使用しているセキュリティソフトの設定でダウンロードが制限されている可能性があります。セキュリティソフトの設定をご確認の上、制限を解除してください。
- ③ ネットワークの設定を確認
組織のネットワーク設定により、特定のファイルのダウンロードが制限されている場合があります。組織のシステム担当者にお問い合わせください。

問11. 診療所から指示書が送られてきましたが、指示書内に表示されている農場情報に誤りがあります。

農場台帳のデータが自動的に反映されるシステムとなっており、登録されている農場台帳の情報に誤りがある可能性が考えられます。登録されている農場台帳に誤りがある場合は、eMAFF や飼養衛生ポータルから正しい内容で農場台帳を再申請していただくようお願いいたします。再申請した農場台帳が承認されましたら指示書は獣医師に差し戻してください。

問12. 電子指示書が届き、内容を確認して承諾しました。その後販売店も承諾し、指示書のステータスが完了になっていることを確認しました。この後はどうすればいいのでしょうか。

販売に関するやり取りは電子指示書では行えませんので、販売店様からご連絡があるのをお待ちいただくか、販売店様へ別途ご連絡いただくかとなります。医薬品の発送時期などを知りたい場合は、指示書内に記載している販売店へご連絡いただくようお願いいたします。

問13. 「使用記録登録」は投薬後に必ず登録しなければならないのでしょうか。

必須ではありませんが、登録いただくことにより過去の投薬履歴が閲覧出来るようになり利便性が高まります。また、家畜の出荷時の投薬記録や医薬品の残留問題などの有事が発生した際に活用できることも利点の一つですので、ご登録していただくよう推奨させていただいております。もちろん、本システムの使用記録登録を使わずに、現在農場で使っている使用記録表に記載して問題ありません。

使用記録を登録することは3年間保管する努力義務となっておりますのでご注意ください。

問14. メールアドレスを変更しました。登録しているメールアドレスを変更したいのですが、どこから変更出来ますか。

アカウント情報にて表示されるメールアドレスは、eMAFF のサーバーから取得した情報が表示されるため、変更される場合は eMAFF 側の情報を変更する必要があります。eMAFF 側の情報を変更すると、当該システムのアカント情報にて表示される情報も自動的に変更されます。eMAFF での登録変更の詳細に関しては、eMAFF のお問い合わせ窓口

(<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)へご相談ください。

問15. アカウント情報画面(生産者情報画面)で表示されている生産者の「区分」を変更したいです。

区分を変更できるのは、生産者の区分が「所有者」または「管理者」のみです。自身の区分が「飼養者」になっていて、変更を希望する場合はシステム上で「所有者」、「管理者」にあたる方にご相談ください。

また、eMAFFの経営体の構成員情報からも、変更が可能です。詳しくは下記をご確認ください。

経営体情報を確認・変更する -Wiki | 農林水産省共通申請サービス(eMAFF):

<https://e.maff.go.jp/Wiki?p=5KeieitaiProfile#autoHeading7>

問16. 出荷制限期間(出荷禁止)の記載がある場合は出荷制限期間指示書(出荷禁止指示書)として扱われますか。

出荷制限期間指示書(出荷禁止指示書)として扱われます。本システムの利用規約の第12条及び第13条をご確認ください。

問17. 指示書ステータスが「生産者・販売店確認待ち」/「販売店確認待ち」となっていた指示書が、画面から表示されなくなりました。

獣医師が修正のため指示書の取下げ対応をした場合や、販売店より差戻し対応をされた場合は獣医師しか閲覧できないようになっております。獣医師から再度指示書が送付されるまでお待ちください。